

内閣官房 構造改革特区推進室 御中

構造改革特区に関する官民共同提案

与那国「国境交流特区」構想

(特区提案書「様式1」「様式2」抜粋)

平成17年6月30日

沖縄県 与那国町

合資会社 福山海運

様式 1

提案概要

プロジェクトの提案内容

提案概要

日本最西端の国境の離島・与那国島では、様々な離島苦・孤島苦とともに恒常的な人口減が続き、現在の定住者は 1,718 名。最盛期の 7 分の 1 まで減少した。

本「国境交流特区」構想は、姉妹都市花蓮市との地域間交流を軸に、人口流出に歯止めをかけるための島の活性化，国境の国土を守る島民の生活・定住条件等の向上，次代を担う国際的人材の育成，国境離島における安心・安全と豊かな暮らしの実現，国境地域間の友好親善等を目指し、以下の特例事項等を要望するものである。

- ・ 国境離島型開港（開港要件の緩和等）
- ・ 花蓮港との直接航行（短国際航海 / 60 海里航行許可の緩和等）
- ・ 査証免除（台湾地区外国人旅行者の来島時の査証免除）

プロジェクトの提案内容

1. 構想区域の特性と特区推進の意義・目標

与那国島は、石垣市まで 127 km，台湾まで 110 km に位置する日本最西端の国境の離島である。戦前、地理的・歴史的な繋がりが深い台湾との間では自由往来が実践され、一体的な生活・経済圏の中で、生活物資等の交易だけではなく就学・就業も行われ、常に 5,000 名規模の人口が保たれていた。

戦後、台湾との国境線が敷かれた後も復興貿易（密貿易）を中心とする交流が行われ、人口は飛躍的に増加し、昭和 22 年には島人口 12,000 名をもって村から町へ昇格するほど繁栄した経緯・歴史がある。その後、密貿易取締りなどが契機となり、昭和 25 年以降は年最大 500 名規模の人口流出が始まり、昭和 47 年の本土復帰時の人口は 2,600 名、平成 17 年 4 月現在 1,718 名。最盛期の 7 分の 1 まで減少した。このような状況下、島民は島を守り活性化を図るための努力を続けている。

辺境に位置する国境の離島は、道に喩えれば「行き止まり」「袋小路」である。

与那国島が「辺境の地」と化して以降の戦後 60 年、雇用は減少し、高校がないこと等による若年層の島外流出など、過疎化・高齢化の流れはとどまることなく、

他方、地域活力の低下や行政機能の縮小の中、与那国は島ちゃび（離島苦）への直面を余儀なくされてきた。

今般、政府が推進する構造改革特区・地域再生は、地域が主体性を発揮し、自らの特性や独自の資源を活かした「新しい自立」の実現を促進するものである。

本「国境交流特区」構想は、姉妹都市・花蓮市との地域間交流を中心に、今なお続く人口流出に歯止めをかけるための島の活性化，国境の国土を守る島民の生活・定住条件等の向上，次代を担う国際的人材の育成，国境離島における安心・安全と豊かな暮らしの実現，国境地域間の友好親善を目指すものである。

2. 「国境交流特区」の骨子と支援措置の必要性

- ・ 国境離島型開港：
国境の離島における「開港」要件の緩和等
- ・ 台湾・花蓮港との直接航行：
国境の離島における短国際航海（与那国 - 花蓮間 60 海里）の貨客船あるいは貨物船の航行許可に関する要件緩和もしくは地域の実情をふまえた規制適用等
- ・ 査証免除（団体観光客・修学旅行生等）：
台湾からの旅行者（台湾地区外国人旅行者）の与那国島来訪時の査証免除

国境に置かれた地域が自立・活性化するために必要な支援措置として上記事項を要望する。

3. 経済的・社会的効果について

本「国境交流特区」の実現によって、島内においては、生活物資等の安定供給と物価高の解消，国境の立地特性を活かした八重山圏振興への貢献，島内産業活性化を通じた自立促進等が期待される。

また、今般、島外への若者の流出による過疎化・高齢化、財政困窮など離島地域を取り巻く環境は極めて厳しい。「交流」の中に自立の活路を見出す本特区構想は、同様の問題課題に直面している他の国境離島に対しても先導的な取組みとなる。

（詳細は添付資料等を参照されたい）

関係各位におかれては、添付資料『与那国・国境交流特区がめざすもの』その他もお読みいただき、地域が直面している実情等について何とぞご賢察賜りたい。

様式 2

規制の特例事項（事項名）

規制の特例事項の内容

具体的事業の実施内容

提案理由

法的根拠

制度の所管・関係官庁

- ・ 国境離島型開港について
- ・ 台湾・花蓮港との直接航行について
- ・ 査証免除について

開 港

規制の特例事項（事項名）

国境の離島における「開港」要件の緩和等
（「国境離島型開港」）

規制の特例事項の内容

国境交流特区としての開港（「国境離島型開港(仮称)」）実現のため、「開港条件」となっている諸要件緩和等の特例又は地域の実情をふまえた基準適用など、国境の離島における国際交流の基礎的条件整備に資する支援措置を求める。

主要課題：

- ・近接する姉妹都市花蓮市との地域間交流を通じた離島苦の解消，地域活性化等を目的とする「国境離島型開港」としての小規模港の開港（対象施設：祖納港）
- ・与那国の実情に適合した実現可能性のある「開港」目標の設定

現行の開港条件は、港湾施設の整備規模とともに貿易に関わる量的基準（貨物取扱量など）が充足要件とされているが、「国境離島型開港(仮称)」は国境離島の産業や観光の振興，生活基盤の確保を図るための基礎条件の整備であり、地域の実情に見合った要件緩和など適切な特例措置が必要である。

要件緩和の検討案：

外航船の入船数50隻以上を20隻以上とする， 貨物量15万トン以上を6万トン以上とする、 港湾施設5,000トン級（水深7.5m） / 2バース以上を2,000トン級（水深5.5m） / 1バース以上とする。

具体的事業の実施内容

当該港湾施設の祖納港（普通港湾・県管理）では、目下2,000トン級バース（水深5.5m）の整備および防波堤工事が進行中で、平成17年度中に完成予定である。これとともに「国境離島型開港」に向けた各種の取組みを進める。

特に来年2006年には、花蓮市との姉妹都市締結が25年を迎えることから、相互親善訪問や船舶による直接航行・往来等を前提に記念事業および関係事業を実行する予定である。

貨物船ならびに旅客船の往来にあたっては、当面、不開港への寄港等に関する日本船舶の特権を定めた「船舶法第3条」、外国貿易船などの不開港への出入に関する税関長の許可等を定めている「関税法第20条」等の現行法制度をふまえながら、花蓮港との直接交流を中心に「国境離島型開港」への取組み・事業を進めていくものである。しかし、現行の開港条件の規定を前提とする以上、島民の悲願である「与那国開港」の実現は困難であり、「このままでは半永久的に実現できない」との見解すらある。また、「姉妹都市友好親善交流訪問団」(団長：与那国町長)による花蓮市訪問(平成14年)においても、同市長から「開港」ならびに「直航便航行」の早期実現を要請され、実現化への取組みを確認した経緯がある。

このような状況と課題をふまえ、島の再生と自立的発展に新たな活路を拓く「国境交流」の基礎条件の整備として「開港」に向けた各種の取組みを進めるものであるが、「開港条件」のハードルを下げることにより、与那国の実情に適合した実現可能性のある目標設定が可能となり、かかる目標実現に向けた島一丸の取組みを進めることができる。

検討中の具体的事業：

「トライアル2006(仮称)」(与那国 - 花蓮間の直接航行)、姉妹都市締結25年記念事業、(株)与那国町物産公社事業、花蓮市からの団体観光客等の誘致等。
その他：台湾からのクリアランス船の受入れ等。

提案理由

旧大蔵省内規によると、現行の開港条件は、外航船の入船数、取扱貨物量、港湾施設の整備状況、必要官公署の設置が主要充足要件となっている。

与那国島においては、将来目標として中継貿易拠点の形成等を目指しているが、現段階では、まず姉妹都市関係にある花蓮市(花蓮港)との直接往来・交流を中心に日本最西端の立地を活かした国境交流の多角的推進を図る方針である。その際、

- ・花蓮市との国境交流においては、島内生活物資等の調達や地元特産品等の輸出とともに、観光客等の旅客受入れや相互往来を中心とする人的交流を主要目的とすること
- ・当該港湾施設である祖納港の整備状況は、本土復帰後30数年にわたる港湾整備を経た現時点でも2,000トン級(水深5.5m)1バース規模であること(平成17年度完成予定)
- ・現在の島の人口・経済規模などから現時点での取扱貨物量等には量的限界があること
- ・C.I.Q.のうち与那国町に常駐機関のない必要官公署の設置については、当面は出張方式等によって適宜対応すること

等の諸条件に鑑み、上記特例事項を求めることとした。

国境地域に位置する最西端の有人離島としての特殊性、また、旅客等の人的交流を主要目的とする国境交流の条件整備，恒常的な人口減少等に直面する島の自立的発展への基盤づくり，国境地域間の友好親善，国際観光立国への貢献等の意義・必要性に鑑み、与那国固有の諸条件を考慮した開港条件の要件緩和等の特例あるいは代替的な支援措置を強く要望したい。

法的根拠

開港（開港条件）及び不開港の出入に関する関係法令・規定

制度の所管・関係官庁

財務省

直接航行

規制の特例事項（事項名）

国境の離島における短国際航海（与那国 - 花蓮間60海里）の貨客船あるいは貨物船の航行許可に関する要件緩和もしくは地域の実情をふまえた規制適用等

規制の特例事項の内容

与那国 - 花蓮間60海里的直接航行の復活にあたって、近海区域（短国際航海）航行許可に関わる要件緩和等の特例もしくは地域の実情をふまえた最適な規制適用など、与那国 - 花蓮間直接航行事業の実現に資する支援的措置あるいは対処を要望する。

主要課題：

- ・汽船「フェリーよなくに」（国際総トン数1,482トン）による当該区域の航行
- ・与那国 - 花蓮間の地域間交流のための船舶の直接航行・相互往来の促進

過去、地理的にも歴史的にも密接な関係の中で台湾との自由往来を行い、国境を越えた一体的な生活・経済圏を経験してきた与那国では、今般、台湾との直接交流を通じた地域の再生・活性化を求める島民の要望がさらに高まっている。

来年 2006 年に姉妹都市締結 25 年を迎える花蓮市との貨客船あるいは貨物船の直接航行の復活は、かかる交流事業の基軸となるものであり、同時に、島の産業・観光の振興、生活条件の向上等に資するものである。国境離島の自立的発展の条件整備として、また、国境地域間の友好親善、国際観光立国への貢献等の意義に鑑み、上記特例事項についての適切な措置を切望したい。

具体的事業の実施内容

与那国町では、昭和57年10月に花蓮市との姉妹都市協定を締結し、来年は締結25年の節目を迎える。この間、友好親善交流訪問団の相互訪問をはじめとする各種事業を鋭意実施してきたが、平成2年5月の一回限りの臨時直接航行を除き、「那覇経由で花蓮市へ」という移動効率の悪い交流を余儀なくされており、交流事業等の目的や効果を十分発揮することができない状況に陥っている。（台湾まで最短110kmの距離が那覇を経由することで約1,100kmの移動距離となっている）

姉妹都市締結25年を新たな契機に与那国 - 花蓮間の直接航行復活を図り、国境交流を通じたさまざまな地域の再生・活性化事業を島ぐるみで推進する。その際、汽船「フェリーよなくに」の貨客船あるいは貨物船としての航行は、現状においては、地域主体の国境交流事業の中核をなすものであり、島民の生活必需物資の直接調達（物価高の低減等）、団体観光客・修学旅行生などの相互乗り入れやホームステイ事業（人的交流・人材育成）、防災・医療・産業・環境・文化など多様なテーマでの交流（人材ネットワークの形成と新たな地域間協力）をめざした新たな取組みを進めていく。

検討中の具体的事業：

「トライアル2006（仮称）」（与那国 - 花蓮間の直接航行）、姉妹都市締結25年記念事業、(株)与那国町物産公社事業、花蓮市からの団体観光客等の誘致等。

その他：資源廃棄物運搬等島嶼地域リサイクル推進事業（構想）

付記：

平成17年度「全国都市再生モデル調査」の公募（内閣官房都市再生本部）において、与那国町『姉妹都市花蓮市との国境交流と多様な観光交流を通じた新しいまちづくり』（どうなんちま交流・再生プログラム）が採択された。（6月24日）

提案理由

与那国島は台湾に最も近接し、最短距離で110km、姉妹都市花蓮市・花蓮港までは約60海里である。

SOLAS条約（海上人命安全条約）が「最も近い陸地から20海里以内」を航行する船舶について関連規定の適用免除を認めていること等から、船舶安全法に基づく航行区域は、各海岸から20海里以内・計40海里までの水域を「沿海区域」に定めている。その結果、約60海里的与那国 - 花蓮間は「沿海区域」の外の「近海区域」となり、同区域を航行する船舶については、SOLAS条約および船舶安全法等の関係法令が定める構造・設備等の要件を充足することが義務づけられ、これに基づいて所管当局からの航行許可が下されている。

与那国町においては、平成2年5月、「花蓮市・与那国町友好親善文化交流団」一行96名が汽船「フェリーよなくに」をチャーターし、久部良漁港を出発して花蓮港への直接航行を実施した経緯がある。当時の沖縄総合事務局八重山海運事務所から航行許可および関連証書の交付等を受けて往復航行を実施したが、その際は与那国から花蓮に至る「短国際航海」として近海区域の航行が許可されている。

その後、与那国町長より「与那国 - 花蓮間の船舶運航許可のお願い」（平成4年）等を要望するものの、「フェリーよなくに」の構造設備（救命及び消防設備）が

SOLAS条約および船舶安全法等関係法令が定める要件を充足していないことから貨客船としての航行区域変更は不許可となり、現在に至っている。

歴史的・地理的な深い繋がりの中、かつて台湾との間で日常的に自由往来を実践していた与那国においては、「なぜ見える距離にある台湾に直接行けないのか」という島民の強い思いがあり、一方、恒常的な人口減少や地域活力衰退等の中、台湾との直接交流に「新しい自立の活路」を見出そうとしているのが今日の与那国島の姿である。こうした状況の中、与那国 - 花蓮間の直接航行の復活を図るにあたって、「フェリーよなくに」の花蓮港への短国際航海を実現できるかが地域にとって重大な課題となっている。

特に来年2006年には花蓮市との姉妹都市締結25年を迎えることから、直接航行を前提とする記念事業も予定しており、その際、国際条約が定める海事安全要件を確保しながら、「60海里」の短国際航海の航行許可に関して可能な要件緩和、地域の実情等をふまえた規制の適用、運航条件設定を含む総合的見地からの安全性確保など、汽船「フェリーよなくに」による当該事業の実現に資する最適な措置あるいは対処を切望する。また、新造船の実現も地域の重要課題となっており、花蓮市との直接交流など国境の島・与那国の立地特性を發揮した今後の海運事業の展開・発展に有効な方策や制度等についてご支援・ご教示を賜りたい。

法的根拠

短国際航海（与那国 - 花蓮間約60海里）の航行に係る関係法令等

制度の所管・関係官庁

国土交通省

査証免除

規制の特例事項（事項名）

台湾からの旅行者（台湾地区外国人旅行者）の与那国島来訪時の査証免除

規制の特例事項の内容

姉妹都市花蓮市との地域間交流の発展と人的往来の促進に向けて、台湾からの旅行者（台湾地区外国人旅行者）の与那国島来訪時における査証免除を求める。

関連事項：

- ・「2005年日本国際博覧会への外国人旅行者の来訪の促進に関する法律」の施行による2005年3月11日～9月25日間までの期間限定査証免除の恒久的措置

姉妹都市関係にある花蓮市との地域間交流にあたり、与那国島を来訪する友好親善交流訪問団、団体観光客、修学旅行生、商用等を渡航目的とする方について、「国境交流特区」として短期滞在査証を恒久免除とする。但し、就労目的で渡航する方は対象外とする。対象者は有効な台湾護照を所持する方（護照に身分証番号の記載のある方）に限る。

国際観光立国への貢献、国境地域間の友好親善等の意義に鑑み、当該旅行者の与那国島来訪時における特例措置を要望する。

具体的事業の実施内容

与那国町では、昭和57年10月の台湾・花蓮市と姉妹都市締結以来、「姉妹都市友好親善交流訪問団」の相互訪問をはじめとする各種事業を鋭意実施し、来年2006年には姉妹都市締結25年を迎える。

中学生ホームステイ事業（平成4年～13年）、中国語講座（平成7年～14年）等の関連事業に関しては、町の財政事情等により現在中断状況にあるが、姉妹都市締結25年を新たな契機に、花蓮市との国境交流を基軸とする地域活性化事業、民間の積極的参画による経済交流・草の根交流など、多角的な国際交流を鋭意推進する方針である。

検討中の具体的事業：

姉妹都市締結25年記念事業、「トライアル2006（仮称）」（与那国 - 花蓮間の直接航行）、花蓮市からの団体観光客等の誘致、修学旅行生等の与那国町・花蓮市の相互訪問等。

将来的には、防災・医療・産業・環境・文化など多様な領域・テーマでの国境を越える地域間協力、各分野における人材育成・ネットワークの形成を目指すものであり、本件はその基盤となる「人的交流」の基礎条件となるものである。

また、成長めざましい近隣アジア諸国における海外旅行ブームへの対応は「観光立国日本」にとって重要な課題であり、与那国島の立地特性を活かした新たな国際観光ルート（台湾 与那国 沖縄/本土）の創出は、日本人観光客だけでなく、近隣アジア諸国からのインバウンド誘発にも寄与すると考えられる。

例）台湾旅行者のノービザ滞在と沖縄/本土へのトランジット、台湾旅行業者との連携による外国人観光客の誘致等

付記：

平成17年度「全国都市再生モデル調査」の公募（内閣官房都市再生本部）において、与那国町『姉妹都市花蓮市との国境交流と多様な観光交流を通じた新しいまちづくり』（どっなんちま交流・再生プログラム）が採択された。（6月24日）

提案理由

来年2006年は与那国町と花蓮市の姉妹都市協定締結から25年の節目を迎える。

花蓮市は花蓮県13都市の一市で台北市から南東へ225km、人口約17万の都市で、横貫公路・蘇花公路と北廻線の中心地として交通の要となっている。また、花蓮港は10,000トンクラスが船舶が入港可能で、大理石や木材などの積み出しで発展し、台湾三大国際港の一つである。更に、空の玄関も開港し、豊富な観光資源によって観光都市としても急成長している。

一方、台湾から日本への観光客は北海道から沖縄まで全国的広がりを見せ、沖縄では10万人余の入域客が見られる。こうした現状の中で、最も近接する与那国島への台湾からの直接入域客が0人であることは極めて不自然である。‘近くて遠い’という現状は、24年の姉妹都市関係があるにもかかわらず、与那国 - 花蓮間の地域間交流を阻害し、地域活性化や経済活動に関わる様々なチャンスを逸してきたことなど、多大な不利益をもたらしている。

国境の島・与那国が直面してきたこのような問題こそ、「構造改革特区」の導入等を通じて克服すべき課題であるとの認識に立ち、「国境交流特区」構想を提起するものである。

特に台湾からの旅行者の与那国島来訪時の査証免除は、上述の問題課題に突破口を開く上で極めて重要な方策の一つであり、同時に、姉妹都市花蓮市との国境地域間の友好親善，国際的な相互理解と人材育成，さらに、わが国の国際観光立国推進にも具体的に寄与するものと考えらる。

地域の再生と活性化に向けて国境交流を推進するにあたり、「人的交流」の促進は最も重要な課題であり、その基礎条件の整備として本特例事項を要望したい。

法的根拠

査証免除に関わる関係法令
(2005年日本国際博覧会への外国人旅行者の来訪の促進に関する法律等)
出入国管理法及び難民認定法
外務省設置法

制度の所管・関係官庁

外務省